

令和8年3月27日

以下のとおり、3件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】事務懈怠

1 被処分者の所属等	子ども家庭局 主任級職員 (31歳・男性)
2 処分年月日	令和8年3月27日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 減給10分の1 6月間
4 処分理由	<p>被処分者は、職場Aにおいて業務上取得した書類を未処理のまま異動先の職場Bに持ち出し放置した。</p> <p>また、職場Bにおいて業務上取得した書類についても未処理のまま放置し、現職場Cに異動した。</p> <p>放置された書類には、生活保護世帯に係る保護費の戻入及び追給の処理を要するもののほか、外部へ返送すべき書類も含まれていた。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、職務を怠るものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号</p>
5 お問合せ先	子ども家庭局総務企画課 課長：井上、係長：三原 TEL：093-582-2280

【事案2】諸手当（扶養手当・住居手当）の不適切受給

1 被処分者の所属等	産業経済局 課長級職員 (46歳・男性)
2 処分年月日	令和8年3月27日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 減給10分の1 3月間
4 処分理由	<p>被処分者は、令和5年4月から令和7年9月までの間の扶養手当及び令和5年4月から令和7年10月までの間の住居手当の変更手続きを怠り、2,200,212円の手当を不適切に受給した。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為に該当する。</p> <p>なお、上記手当については、全額返納している。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</p>
5 お問合せ先	産業経済局総務課 課長：中野、係長：岡本 TEL：093-582-2190

【事案3】 諸手当（住居手当・時間外勤務手当）の不適切受給

1 被処分者の所属等	環境局 主査級職員 （49歳・男性）
2 処分年月日	令和8年3月27日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 減給10分の1 2月間
4 処分理由	<p>被処分者は、平成13年2月から令和7年7月までの間、住居手当の変更手続きを怠り、計24年6ヶ月、6,634,000円の住居手当を不適切に受給した。</p> <p>また、前職場で令和3年度から令和6年度の間に行った時間外勤務の一部においても、実際の勤務時間に応じた申請を怠り、計12時間分、41,429円の時間外勤務手当を不適切に受給した。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為に該当する。</p> <p>なお、住居手当については時効成立分も含めて全額返納しており、時間外勤務手当についても返納を予定している。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</p>
5 お問合せ先	環境局総務課 課長：高村、係長：青木 TEL：093-582-2173

【お問合せ先】

（事案について）

上記事案ごとの問い合わせ先

（処分について）

総務市民局人事課 TEL：093-582-2203

課長：橋本、係長：濱野